

## 検察庁法の一部改正案に反対する会長声明

政府は、本年3月13日、検察庁法改正案を通常国会に提出し、同年5月8日に衆議院内閣委員会にて審議を開始し、反対する世論や専門家の意見が根強いにもかかわらず、十分な審議もしないまま国家公務員法等の一部を改正する法律案として一括採決により成立させようとしている。

しかしながら、検察庁法改正案は時の政府が検察人事に介入することを可能にするものであり、ひいては政治からの独立と中立公正を強く求められる検察官と検察庁の組織のあり方そのものを揺るがす重大な問題がある。

すなわち、検察庁法改正案は、検察官の定年を国家公務員の定年に合わせて63歳から65歳に段階的に引き上げ、次長検事、検事長、検事正などの役職者については原則として63歳までに役職を退く（役職定年制）としておきながら、例外的に内閣が必要と判断したときは63歳を超えて65歳まで役職定年を延長できる旨規定をする。さらには、65歳の定年後も、内閣の定める事由により国家公務員法を適用して当該職務で勤務させることを可能にするものである（同改正案第9条第3項ないし第5項、第10条第2項、第22条第1項、第2項、第4項ないし第7項）。

そもそも、検察官は、全ての刑事事件の捜査権限があり、かつ、起訴するか否かの裁量を含む公訴権を独占するなど強大な権限を有し、準司法的職務を行うものであるから、政治からの独立性と中立性を強く要請されるところである。検察官の具体的事件に関する職務権限については、法務大臣が検事総長に対して、指揮権（検察庁法14条）を発動する以外には政府が検察官の捜査に介入することは現行法上認められていない。

今次の改正案が成立してしまえば、内閣の裁量による定年延長の権限行使を通じた検察官に対する恣意的な人事介入によって、検察官の独立性が侵害されるおそれ極めて大きい。とりわけ、検察官は内閣総理大臣を含む行政機関の犯罪や政治家

の贈収賄事件等に対する捜査権限を行使することもできるのであるから、政府による人事介入を認めてしまえば、検察官が時の政府や与党の意向に左右されて捜査権の行使を抑制するおそれを否定できない。ひいては、憲法の基本原理である三権分立に反する事態を招くものである。

このように重大な問題のある検察庁法改正案について、政府及び与党は新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言が続く中で、定年の段階的引上げや役職定年制等を導入する国家公務員法の一部改正案などとの一括法案とした上で、短時間の審理で性急に可決成立させようとしている。そのような緊急性を要する法案でないにもかかわらず、議論も尽くさないまま検察庁法改正案を成立させてしまえば、我が国の司法制度の将来に禍根を残すことは明らかである。

よって、当会は、検察庁法の一部改正案について、強く反対するものである。

2020（令和2）年5月15日

愛媛弁護士会

会長 森本明宏

